

第 8 回線引き見直しに係る都市計画公聴会

公述意見の要旨と県の考え方（厚木都市計画区域）

1 都市計画案の閲覧及び公述意見の受付期間

令和 6 年 9 月 6 日から 9 月 27 日まで

2 公述意見の提出数

33 件

3 主な公述意見の要旨と県の考え方

意見の要旨	県の考え方（抜粋）
(1) 市街化編入について	
恩名一丁目及び温水の市街化区域への編入について、このエリアを市街化調整区域から市街化区域にすることを要望する。（1 件）	御要望のあった地域については、計画的な市街地整備の見通しが立たなかったことなどから、第 8 回線引き見直しにおいて、市街化区域へ編入しないこととしました。 なお、厚木市都市計画マスタープランにおいて、「恩名・温水地区の整備方針の検討を進めます。」とされており、当該地域の地権者の意向を確認しながら適切な土地利用の誘導を検討すると市から聞いています。
(2) 一般保留フレームについて	
南部産業拠点全体を新市街地ゾーンとして位置付けるよう、見直しをしていただきたい。（1 件）	南部産業拠点は、厚木市都市計画マスタープランにおいて、「南部産業拠点として産業系の土地利用の誘導を図るとともに、産業用地などの都市的な土地利用への転換だけでなく、自然環境との調和・連携を図り、農地を含む自然的な土地利用の活用など、地域特性に応じた土地利用の検討を進めます。」とされています。
(3) 土地区画整理事業について	
山際地区及び山際北部地区の一般保留フレームの指定について反対である。（31 件）	県では、市町及び県民の方々の御意見を踏まえ、令和 4 年 12 月に策定した「第 8 回線引き見直しにおける基本的基準」に基づき、厚木市都市計画マスタープランに位置付けがあること、インターチェンジや駅の周辺など、集約型都市構造化に寄与すると認められる地域であることなどの基準に適合しており、県と市との調整が整った場合に、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）」に一般保留フレームを位置付けることとしています。